

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

制 定 昭和 49 年 9 月 18 日 条例第 16 号
改 正 平成 6 年 3 月 1 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(準用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松山市条例第 5 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 1 日 条例第 5 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。